

**環太平洋パートナーシップ (TPP)協定 -- 始まり、
意義および見通し (特集 APECはどこに行くのか?
-- APEC研究センターコンソーシアム会議2010)**

著者	ロバート スコレー
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	183
ページ	10-16
発行年	2010-12
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00046279

環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定

―始まり、意義および見通し―

ロバート・スコレー

●はじめに

二〇〇八年九月、アメリカは、いわゆる「P4」FTA、つまり太平洋横断戦略的経済連携 (TPSEP) 協定への参加に向けて交渉すると発表した。二〇〇八年一月には、オーストラリアおよびペルーも、協定拡大に向けた交渉に参加すると発表し、それ以来、同協定は単にTPP、つまり環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership) 協定として知られるようになった。二〇〇九年後半、バラク・オバマ大統領は、アメリカが拡大された協定を具体化する過程に「関与」することを明言した。TPPは当時、就任一年後のオバマ内閣が推進すると公約した最初の重要な貿易政策であった。二〇一〇年三月には、アメリカ、オーストラリア、ペルー、およびTPSEP発足当初の参加四カ国であるシンガポール、ニュージーランド、チリ、ならび

にブルネイ間でTPPの交渉が正式に始まり、ベトナムもオプザバーとしてその交渉に参加した。アメリカがTPPへの参加に向けて交渉すると決定したことにより、それまでアジア太平洋地域の小さな四カ国間の目立たない貿易協定と認識されていたイニシアティブが、アジア太平洋地域貿易のあり方を発展させる大きな潜在的推進力に変化した。当然のことながら、アメリカが対東アジア貿易・経済政策の手段としてTPPを使ってイニシアティブをとるか、どうかの可能性に関心がいくだるうが、さらにはTPPが将来的にアジア太平洋諸国のより多くを包含する可能性があるか、および七または八カ国の参加国間の交渉により明らかになる協定の構造ならびに内容がどのようなものになるか、についても注目が集まるだろう。こうした参加国の多くの二国間貿易関係はアメリカと四つの参

加国 (オーストラリア、チリ、ペルーおよびシンガポール) との既存の二国間FTAを含め、既存のFTAによってカバーされている。同時に、これらの新しい進展により、そもそもTPPがどのようにして始まったのか、という関心を刺激するのは自然の成り行きであろう。本論文は最初に、最終的に現在のTPP交渉にいたる経緯を簡単に説明する。つぎにTPPの意義を述べる。TPPを拡大することの意味は、現在の参加国を超えてアジア太平洋地域の他の主要国を包含するまでに拡大することの将来的可能性にあり、アメリカを初めとする他の主要国が自国の経済的利益を踏まえてTPPを評価することが決定的な意味をもつだろうとの結論を導きたい。本論文は、現在のTPP交渉、および他のアジア太平洋諸国がTPPに参加する見通しに関わる主要な問題を提

示して締めくくる。

●TPPの発端

チリ、ニュージーランドおよびシンガポール三カ国は当初参加国でありTPSEPを形成していた。これら三カ国はすでに一九九八年末にも、「太平洋五カ国」つまり「P5」の貿易協定の可能性に関して、アメリカおよびオーストラリアと非公式の議論を開始していた。APEC全体のなかでは遅々としてなかなか進まない環太平洋の貿易自由化であるが、同協定は「志を同じくする」APEC加盟エコノミーが自由化を早いペースで前進させる方策と見なされていた。(Hoadley [2002], Follow [1999])。

TPPの非公式の議論は、断続的にはあるが一九九九年まで続く。この背景にはAPECの早期自主的分野別自由化 (EVSLE) イニシアティブの成果に対する悲観的な見方があった。TPPのコンセプトは二〇〇〇年の中頃までは参加国有望国の中で話題に上っていた。シンガポールおよびニュージーランドは、最も積極的な姿勢を示した加盟国であった。

しかし、二〇〇〇年末までには「P5」協定の見込みはしぼんでしまった。というのも、アメリカ、クリントン政権最後の数カ月間は他の政策の実行に優先度が置か

れ、大統領には貿易促進権限 (TPA) が与えられていなかったことによりいかなる交渉を進める上でも不利な立場にあったこと、また、オーストラリアがその頃、優遇的な貿易協定の新ラウンドに参加することに依然として慎重であったためである。関係五カ国は二国間の交渉を進展させることの方が容易だと判断した。例えば、シンガポールおよびニュージーランドは二〇〇一年に FTA をまとめ、シンガポールは続いてオーストラリアおよびアメリカと FTA を成立させた (オーストラリアはこれにより FTA に対する疑念をひとまず晴らしたといえる)。オーストラリアおよびチリは二カ国とも、アメリカとの FTA 交渉に成功した。このとき、オーストラリアはニュージーランドが自国およびアメリカを三国間の貿易協定に参加させるべきであるとの提案を拒絶した。チリおよびニュージーランドが、二国間の FTA に向けた交渉に乗り出したがこれは早い段階で大きな困難に直面している。

当初チリ・ニュージーランド間の交渉にまつわる問題がだんだんと解れてきたのにつれ、シンガポール、チリおよびニュージーランドは、複数国間の環太平洋 FTA のスキームに再び関心を示した。

した。この三方国は、アメリカおよびオーストラリアの参加確約を取り付けることができなかつたため、とりあえず三方国で維持することを決定し、二〇〇二年の APEC 首脳会合で「P3」FTA 交渉の開始を発表した。その交渉は二〇〇三年に始まり二〇〇五年六月に決着した。ブルネイは当初オプザバーとしてその交渉に参加していたが、二〇〇五年四月に正規参加に変更した。そのため、同協定は二〇〇六年七月、「P3」ではなく、ブルネイをメンバーに加えた「P4」として発効した。

P4 参加国の経済規模の小ささ、および相互間の貿易の全体に占める割合の低さを考慮すると、P4 の貿易面での影響は控えめなものであった。さらに、P4 参加国は、既に相互に FTA 協定結んでいた。こうしたことを前提として、Gao [2009] は、二〇〇六年に P4 協定の下で撤廃された関税は三〇〇万ドルにも満たなかつたと推計した。関税の撤廃は、ブルネイおよびニュージーランドについては二〇一五年、またチリについては二〇一七年までに完了する予定である。

サービス貿易に関しては、P4 は多くの点で、進捗が見られる。例えば、市場へのアクセスおよび内国民待遇において「ネガティブ

リスト」アプローチが採用されたこと、最恵国待遇の規定では P4 参加国があとで結ばれた FTA のなかで現在の P4 との取り決めより自由度の高い条項があれば、それは他の P4 参加国にも拡大適用することを義務付けたことなどである。また、「フレンチ」(逆戻り防止) 条項では、後の一方的な自由化施策が、P4 の枠組みのなかでの一歩進んだものとして導入された場合、その施策が廃止または改正されたとしても自由化の水準を後退させることができないと規定している。しかし、Gao [2009] は、こうした自由化効果は、協定の二つの付属文書の中で各当事者が一部の重要な部門を除外したり、広い分野において留保条件をつけることによつて幾分相殺されていると述べている。投資の条項とともに、金融サービスに関する取り決めは発効後二年以内に交渉するとうきめに基づき、金融サービスは完全に同協定から除外されている。(サービス貿易の規定は既に「商業の拠点」の下に取り決めがなされているにもかかわらず)。

公式声明においては、P4 参加国は同協定が貿易面の影響力を大いに誇張しようとせず、むしろアジア太平洋地域全体の自由化および連携に貢献する「質の高い」協

定として戦略的価値の面を強調した。一方、Gao [2009] は、財・サービスの貿易に関する規定の詳細な比較評価研究を行い、P4 は「質」の点では「変わったことは何も無い」と結論付けている。大部分が Gao の分析の対象には含まれていないものの、TPP の他の章の多くは、この判断が当てはまるだろう。即ち、通関手続き、貿易救済措置、衛生植物検疫措置 (SPS) ・貿易の技術的障害 (TBT) の方策、競争方針、知的財産、および政府調達に関する章が含まれている。他の FTA (アメリカを含むものを除く) に必ずしも見られるわけではない特徴は、労働分野での協力に関する覚書 (MOU) および環境面での協力を取り扱う協定が P4 へ付されていることである。これらは、当時のニュージーランドの労働党内閣が、FTA への取り組みに向けて幅広い政治的支援を確保するため労働団体や環境保護団体との事前合意を履行するために必須であった。MOU および協定の効果は、政府が P4 に関する評価や公の議論を行う際、必ず労働および環境問題を議題に盛り込むことを保証するというところにある。

おそらく、P4 が他のスキームと顕著に異なる特徴は、「当事者間で合意に達すれば、APEC 加

盟エコノミーまたは他の国家」の参加を認めるという加盟規定（20・6条）である。この条項は、P4がより広範囲にわたる環太平洋協定の核たるべきだという参加国の熱望をはっきり示している。P4の発効後、APEC加盟エコノミーがP4への参加に関心を示しているという情報はあるにはあったが未確認のものであった。アメリカが二〇〇七年末頃にTPPへの興味を示し始めるまでは、この路線に沿った実質的な動きは見られなかったのである。アメリカは二〇〇八年二月、金融サードスおよび投資規定がP4協定に追加されるよう交渉に参加すると発表した。同時にP4への完全参加の可能性を探っていた

（USTR「二〇〇八A」）。アメリカ通商代表部（USTR）は二〇〇八年九月、アメリカがP4協定への参加を検討していると発表した。これを受けて、オーストラリアおよびペルーは、二〇〇八年のAPEC首脳会合で、両国も拡大されたP4への参加を模索していると発表し、ベトナムも参加への興味を示した。オバマ大統領が新たに選出された後、TPP交渉の延期を求め、実質的にインシアティブを保留にした二〇〇九年三月には、当初の興奮も幾分冷めた。アメリカは二〇〇九年を通

じて保留の姿勢を続けた。オバマ政権の政治活動エネルギーはむしろ内政上の優先事項、特に保険制度改革に向けられた。オバマ大統領が最終的に、アメリカがTPPに「関与」すると発表したのは、二〇〇九年一月、シンガポールでのAPEC首脳会合への途上のことであった（USTR「二〇〇九」）。アメリカが正式に交渉に参加することを決定したことを明言する声明であり、二〇一〇年初めに交渉は開始されたのである。前述のように、これは当時としてはオバマ政権が取った最初の主要な貿易政策のインシアティブであった。

● TPPの意義

TPP参加国の二国間関係は二八あるがそのうち、八つの関係は既存のFTA関係によってカバーされていない。この八つの関係については関係するどちらかの一国、あるいは両国にとって、貿易面でそれほど重要性がないものである。従って、当然のことながらTPPはFTAの覆いを広げることによって現在の加盟国間の貿易量を劇的に増加させることを意図するものではない。もちろんFTAにおける貿易の範囲を広げること、あるいはFTAに新たな対し内容を付加する場合もあるが。表1が

示すように、シンガポールは既に、すべてのTPP参加国との間に既存のFTA関係を結んでおり、オーストラリアはペルー以外、チリはベトナム以外のすべてのTPP参加国との間に既存のFTA関係を有している。アメリカにとっては、TPPによりFTA相手国のリストにベトナム、ニュージールランドおよびブルネイが加わった。ベトナムは人口の多さから市場が急速に成長する可能性を秘めているがそれ以外の国はアメリカの貿易相手国としてはすべて重要度は小さい。TPP参加でペルーは、オーストラリア、ベトナム、ニュージールランドおよびブルネイとの新たなFTA関係を築いたが、どの国も貿易相手国としての存在感は薄い。ニュージールランド、ベトナムおよびブルネイは、TPPへ参加することにより、アメリカと新たにFTA関係を持てるというこの上なく貴重なものにする事ができる。TPP

表1 既存のFTAによるTPP参加国間の二国間貿易の範囲

	アメリカ	オーストラリア	シンガポール	チリ	ペルー	ニュージールランド	ベトナム	ブルネイ
アメリカ		二国間協定	二国間協定	二国間協定	二国間協定			
オーストラリア	二国間協定		二国間協定 AANZFTA	二国間協定		二国間協定	AANZFTA	AANZFTA
シンガポール	二国間協定	二国間協定 AANZFTA		TPSEP	二国間協定	二国間協定 TPSEP AANZFTA	AFTA	AFTA
チリ	二国間協定	二国間協定	TPSEP		二国間協定	TPSEP		TPSEP
ペルー	二国間協定		二国間協定	二国間協定				
ニュージールランド		二国間協定	二国間協定 TPSEP AANZFTA	TPSEP			AANZFTA	TPSEP AANZFTA
ベトナム		AANZFTA	AFTA			AANZFTA		AFTA
ブルネイ		AANZFTA	AFTA	TPSEP		AANZFTA	AFTA	

（出所）筆者作成。

は、この三方国にペルーとの新たな FTA 関係もたらし、ベトナムにとってはチリとの新たな FTA 関係をもたらした。

TPP が地域により多くの利益をもたらすにはアメリカが参加することが必須であることは明らかにわかっている。しかしながら他の TPP 参加国とアメリカとの貿易額はアメリカの貿易全体の四割を占るに過ぎない。Petri [2010] が指摘したとおり図 1 で示すように、アメリカの貿易がもたらす TPP の真の潜在的な重要性は、将来アジア太平洋諸国がほとんど TPP へ参入し続けるかどうかで決まる。カナダ、メキシコ、韓国およびマレーシアが参加することにより、TPP がアメリカの貿易全体に占める割合は三六%に上昇するだろう。日本および残りの ASEAN 加盟国が参加するとその割合はさらに四四%に上昇し、中国、台湾および香港も参加すると六〇%に達するだろう。

ただし、こうした図表も、アメリカの TPP 参加の潜在的な重要性を示す指標ものとして適切なものとは言えない。ひとつには、アメリカはすでに、現在の TPP 参加国のうち四方国との間に FTA 関係があり、NAFTA を通じてカナダおよびメキシコの間には既存の FTA 関係を有し、さらに KO

US FTA が批准され発効すれば韓国との間に、FTA 関係を有することになるためである。こうした国々は、TPP 参加国に含めたとしても、アメリカの FTA 相手国リストのメンバーが増えるわけではない。Barfield [2009] が強調しているように、TPP は、アメリカにとっては、環太平洋地域経済統合構想の実現に向けての具体的な一歩、というより広い文脈の中で大きな意義を持つているのである。地域の経済統合は、最初に APEC において、またより最近ではアジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) において具体化されてきている。他方、それらに對

時、並行するものとして ASEAN + 3 (APT) および東アジアサミット (EAS) グループ国の間では「アジア諸国に限定した、より狭くより排他的な地域主義構想」が提唱されている。アメリカ大統領の二〇〇八年「貿易協定プログラムに関する年次報告」(USSTR「二〇〇八B」)の中で、USSTR は「アメリカを排除するいくつかの地域的経済統合イニシアティブの」アジア太平洋地域における進展に関し懸念を表明している。TPP において具体化された環太平洋構想を漸進的に実現させていく方針は、いきなり FTA AP 設立にむけて同意を模索する

という直接的な方針に比べて、アジア太平洋全体にまたがる貿易協定実現への現実的な道筋をつけることなるう。

この点からみればアメリカは、自国の地位を背景に TPP を支持することによって、東アジアへの経済的関与を維持し深化させていこうという決意を明確に示している。Petri [2010] は、アメリカの姿勢の基本には、輸出を増加させアメリカ経済の均衡を回復すること、対外ポジションを維持していこうとする経済的使命があることを指摘している。今後五年間で東アジアがアメリカ全体の輸出のシェアの四一%にまで達するであろうことを予測しているのである。

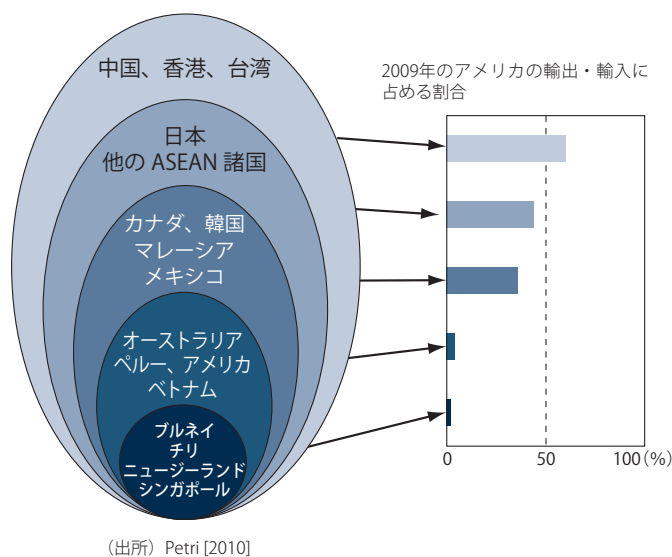
このアメリカの経済的使命の重要性に鑑みると、またそれを達成するうまい代替策がないことを考慮すれば、おそらくアメリカ通商代表部 (USSTR) が TPP への支援を構築するための資源の大きさは、国内のアウトリーチ

プログラムの充てた財源—Ems [2010] は「前代未聞」の額と表現している—と同程度のものになるう。

アメリカが東アジアとの貿易関係を強化する意思を示すに当たって TPP に言及したことは、東アジアがそれに対処しようとするのが重大であることを際立たせる。そのため、東アジアが、かつては東アジア経済統合の議論の裏側で隠れて静かに進んでいた問題と四つに組むことになったことを意味する。つまり、東アジア諸国の経済統合とアメリカ経済との関係が

図 1 アメリカと TPP 参加国・潜在的参加国との貿易規模の予測

図 1 アメリカと TPP 参加国・潜在的参加国との貿易規模の予測



どのような方向に進むのかということに正面から取り組まずにいろいろなような新たな要因が発生しということである。この問題は、東アジアにおけるアメリカの将来的な役割はいかにあるべきかという、より広範なテーマと結びついている。二〇〇八年にオーストラリアのラッド首相(当時)が「アジア太平洋共同体」の提言を、また二〇〇九年に日本の鳩山首相(当時)が「東アジア共同体」構想を提言したことにより地域統合議論が活発化した。この際にもこの問題がキーポイントになった。シンガポールの政策当局の中でも、はつきりと相違する見解が表明された(Fay [2010], Koh [2010])。最近、ASEAN外相会談の場でアメリカが東アジアサミットに招かれるだろうとの声明が発表されたが、前記の文脈においては重要な見逃すことのできな進捗である。

経済分野で、TPPにどう対応するかは決定は、日本にとって特に重大な問題を提起することになる。韓国はアメリカ、(特に)そして欧州連合(EU)とFTAを結び、さらに中国と台湾間の貿易協定の締結に続き、中国とFTAの議論をさらに深める姿勢を見せている。こうした動きのなかで日本の経済界においては日本のFTA

A政策をどう推し進めるかについて懸念が広がっている。同時に、TPPへの参加を模索する決定には、日本の農業関連の利益団体からの激しい反対が必至である。韓国は、まだ批准されていない(また、その条件に関しておそらくいくらかの再交渉の対象になるだろう)ものの、既にアメリカとのFTAを締結し、オーストラリアおよびニュージーランドともFTAの交渉中であり、TPPへの対応にはそれほど緊張はない。東南アジアでは、TPPへの正式参加を模索するための措置をまだ講じていないものの、マレーシアが、第一〇次五カ年計画においてTPP参加を規定している(Elms [2010])。より最近では、新たに選出されたベニグノ・アキノ大統領率いるフィリピン政府が、TPP参加に強い関心を示している旨の声明を出した。ASEAN加盟国のなかではインドネシアおよびタイが、TPPへの姿勢をまだ示していないだけとなった。

●潜在的な困難

TPPは、その組み立ておよび政治経済面での潜在的な難しさが顕れる。いずれの場合にも、現在の参加国間の協定の交渉、およびこれから参加しようとする国に対する条件ならびにその誘致に関する

問題が存在する。TPPの場合、将来参加することになる国々の利益を考慮に入れることが特別の重要性を持つ。現在のTPP参加国間の新たな貿易協定により予想される経済的便益は比較的小さい。しかし協定がより大きな経済的利益の実現を期待させるような価値の高いものなるかどうかは、東アジアの主要な国々をTPPに新規参加させられるかどうかに係っているのである。

①構造上の問題

構造上の鍵となる問題は、TPPが、参加国間の既存の二国間協定を代替すべきか、それともそれらを補完すべきか、またその場合どのような基準に基づくべきかである。当然のことながら同様の問題は、すでに二国間協定で結ばれている国々がより大きな複数国間協定を作り出そうと計画する場合においても生じる。それは、TPP交渉の当初のラウンドにおいて取り組まれた主要な問題のひとつであり、まだ完全には解決されていない。TPPが既存のFTAに取って代わることは構造的には最もしつくりといく解決策だが、問題は起きる。Elms [2010]は「既存のFTA協定における規定の多くは、慎重に作り上げられた妥協の産物であり、各参加国の経済的

利益、機会、損失の均衡の上に成り立っている」と述べている。このことは、アメリカとの二国間FTAにおける相手国に特に当てはまる。TPPで既存のFTAを置き換える交渉は、こうした関係国が骨を折って築いてきたバランスを部分的にでも容易く、そして不可避免的に崩してしまう恐れがある。Elms [2010]の表現を借りれば、「満身創痍」状態で、アメリカとの二国間の交渉を切り抜けた国々は、さらなる問題でアメリカとタフな交渉のテーブルに再びつくの躊躇するだろう。Elms [2010]も言及しているように、特にチリは、アメリカとの新たなFTA交渉に参加するのに消極的であるとされている。また、ペルーの交渉代表もこの問題に関しては強硬な考えを持っていることで知られている。他方、アメリカとの二国間交渉では合意に達するためには分野によっては納得のいかない条件も飲まざるをえないと判断した国々からすれば、TPP交渉過程で第三国がアメリカと二国間の取り決めをする際、同一の問題でより有利な条件で交渉を進めることができたとしたら、その結果を、そのまま容認するのは難しいだろう。

また基本的にはTPPが既存の協定にどの程度まで準拠すべきな

のかという問題がある。二つのモデルが考えられよう。第一は、既存のP4協定であり、アメリカが各P4参加国と結んでいらずすべてのFTAにおいて適用を望んでい

る堅牢な作りの雛形である。ただしそれぞれの個別事情を斟酌して多少の配慮やカスタマイズはある程度行われてきた。アメリカにとつてみればP4は、多くの点で理想とする雛型にまだ及ばない点があると考えられている。他方、アメリカ以外の各TPP参加国にとつて、アメリカの雛型はいくつかの点において受け入れるのが難しい。肝心なことは、アメリカの雛型に準拠することには、東アジア諸国をTPPに参加させる魅力を減ずることになり、結果、TPPにより現在の参加国が享受できるであろう経済的利益が減ってしまうことである。アメリカの雛型において特に、知的財産権に関する条件は、東アジア諸国の新規参加の障害となりかねない。交渉各国は、ひとつの協定を組み立てるのに非常な困難に直面することだろう。各国は「質の高い」協定であることを希望しつつ自国の基本的利益を守ることも同時に満たさなければならぬ。特に、アメリカは不用意にメンバー国の拡大の妨げになるような代物になつてしまふことは避けつつもアメリカ内

で政治的に容認されるような協定にしなければならない。

TPPにこれから参加しようとする国々にも選択肢がある。TPPは、すでに参加しているP4と同様に、形式的には開かれており常に新規参加は可能である。しかし参加しようする場合、既存の協定の諸条件改正に求められる交渉能力には限界がある。参加を望む国の同協定内容設計に影響を及ぼす能力は、現在の交渉に参加した場合に最も大きくなるだろう。それにより、TPP参加国であることから生まれる経済的利益の増分に由来する交渉力を行使することが可能になるだろう。これまでベトナムがそうであったように、将来の参加国がオブザーバーとして交渉に参加できるとする規定があるが、参加国は、オブザーバー資格が有効なのは交渉会議出席三回までとすることを取り決めた(Elms [2010])。オブザーバー資格国はその後、完全参加国として交渉に参加するか離脱するかを決めなければならぬ。(この点に関して、ベトナムは二〇一一年二月の国民党大会を控えておりそれまで何らかの決定を下すことの難しさを勘案し柔軟な対応がなされる可能性がある)。

② 政治的経済問題

TPPの交渉には、どのような貿易交渉にも共通して、程度の差こそあれそれぞれの国にとつて慎重に扱わざるをえない問題が含まれることは当然である。これまでのFTA交渉の標準から見ると、TPPにおいて個別の慎重に扱うべき問題が引き起こす難しい課題は、特に深刻であるように見える。参加国間の従来からの二国間FTAにそれら問題はあつた程度、解決されているし、TPPにおける生産品の範囲、議論すべき点は可能な限り包括的であるべき合意が広く、参加国間なされている。

Elms [2010] が主張するように、困難の主要因は、参加国が現状のまま増えなければ、多くの参加国がTPPから得られるであろう経済的利益が期待したより少ないということだ。即ち、参加国が不確定ながらも、TPPの将来の拡大から獲得できるであろう大きな利得を計算に織り込まない限り、慎重に扱うべき問題に関して合意にむけて苦勞することのインセンティブが大してわかないということである。

貿易交渉の多くに比べると、農業部門は慎重に扱うべき問題である。ただ、どの参加国から、農業部門はすべてあるいは大部分を、TPPから除外すべきだ

との提案は出されていないようである。その代わり神経を使う生産物は、他の参加国にとつて強い輸出の利益がある特定の商品カテゴリー、特にアメリカの乳製品、砂糖および牛肉に注目が集まるだろう。ベトナムが正式参加国になつた場合、繊維製品および衣料品もアメリカにとつて慎重に扱うべきものになるだろう。しかしベトナムの参加は、現在の交渉によりアメリカのベトナム市場へのアクセスの拡大という魅力によつて相殺されよう。一方、ベトナムにとつてのTPPへの参加は、神経を使う交渉になる。なぜなら近年ベトナムがWTOに加盟したときに

求められた調整以上の追加的な調整を、TPP参加で要求されるのではないかという懸念もあり、おそらく他の参加国より慎重になつていると思われる。ニュージーランドも、補助金で開発された医薬品購入を管理する制度をめぐりアメリカからの圧力、およびWTOの政府調達協定に不参加であることをめぐりアメリカなどの参加国からの圧力に直面することを予想している。ベトナムおよびニュージーランドは、既存のTPP参加国との間にある四つのFTAにおいてその相手国が負う知的財産保護に関する義務と同等の義務をアメリカが押しつけてくる可能性が

あり、両国は経済的厚生面で多大な犠牲を強いられよう。ベトナムおよびニュージーランドも、アメリカ市場へのアクセスにおいて得られる可能性のある利益が実現しているとすれば、それぞれの条件に見合ったTPPの最大の受益者になるであろう。であれば両国には協定締結に向けてしかるべき調整を行うインセンティブがあることになる。

●結論

TPPの意義は、それがさらに大規模なアジア太平洋地域の貿易協定—アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)—の構築につながる戦略的イニシアティブであることにある。アメリカが東アジアへの経済的関与を維持し深化させることを明示するものである。その実現可能性は、現在TPPに参加していない東アジア諸国がTPPにどう対応していくかにかかっている。また、当初、TPPを推進するとしたオバマ政権がその方針を貫きとおすかどうかにもかかってくる。同政権に大統領貿易促進権限(TPA)がなく、現下のアメリカの政治情勢においては行政府がそれを取得する可能性が低いため、オバマ政権にとっても大きな挑戦的課題である。Petri [2010]は、二〇一〇年の中間選挙から二〇

一一年一月のハワイにおけるAPEC首脳会合に及ぶ期間が好機であると主張している。その期間中に協定の完全な締結の実現は無理だとしても、オバマ大統領の現在の任期中の締結に実現可能性を持たせるためには、交渉がその期間中に一歩前進している必要があるだろう。

(Robert Scollay / ニュージーランド・オークランド大学・APEC研究センター)

《注》

①マレーシアは、正式交渉メンバーに加わった。(一月一八日現在)

《参考文献》

- Barfield, C. Levy, P.I. [2009] 「Tales of the South Pacific: President Obama and the Transpacific Partnership」(アメリカン・エンタープライズ研究所(AEI))、国際経済の見通し第二号、ワシントンDC、二〇〇九年二月)。
- Elms, D. [2009] 「From the P4 to the TPP: Explaining Expansion Interests in the Asia-Pacific」(AFCAP会議向け論文)、「Trade-Led Growth in Times of Crisis」シンポジウム、二〇〇九年十一月二〜三日)。
- 「[2010] 「Evolution of the Trans-Pacific Partnership (TPP) Talks」(AFCAP会議向け論文)：「A Post-

2010 Agenda for the Asia-Pacific」日本、東京、二〇一〇年七月六〜七日)。

- Fallow, B. [1999] 「NZ, Singapore Spring Surprise on Partners」(ニュージーランド・クルーズ紙、一九九九年九月一〇日)。

- Gao, H. [2009] 「The Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement: High Standard or Missed Opportunity?」(AFCAP会議向け論文)：「Trade-Led Growth in Times of Crisis」シンポジウム、二〇〇九年十一月二〜三日)。
- Hoadley, S. [2002] 「Strategic Goals, Diplomatic Processes and Political Obstacles in Negotiating Free Trade Agreements: Lessons from the New Zealand-Singapore Experience」(オークランド大学騰写版)。

- Koh, T. [2010] 「Asia-US Bond Remains Strong」(東アジアフォーラム、http://www.eastasiaforum.org/2010/07/19/asia-us-bond-remains-strong/、二〇一〇年七月一九日)。
- Petri, P. [2010] 「Are We Back? US Strategy in the Asia-Pacific」(AFCAP会議向け論文)シンポジウム：「A Post-2010 Agenda for the Asia-Pacific」東京、二〇一〇年七月六〜七日)。

- Ty, S. [2010] 「Asia and the United States: A Changing Relationship」(東アジアフォーラム、http://www.eastasiaforum.org/2010/08/25/asia-and-the-united-states-a-changing-relationship/、二〇一〇年八月二五日)。

- アメリカ通商代表部(USTR) [二〇〇八] 「United States to Negotiate Participation in Trans-Pacific Strategic Economic Partnership」(ワシントンDC、二〇〇八年九月)。
- 「[二〇〇八] 「Bilateral and Regional Negotiations and Agreements」(DOSTR、貿易協定プログラムに関する大統領の二〇〇八年次報告書、ワシントンDC)。

- 「[二〇〇九] 「Increasing U.S. Exports, Creating American Jobs: Engagement with the Trans-Pacific Partnership」(ワシントンDC、二〇〇九年十一月一九日)。
- 世界貿易機関(WTO) [二〇〇九] 「Factual Presentation, Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement Between Brunei Darussalam, Chile, New Zealand and Singapore (Goods and Services)」(WTO事務局「シユネーブ」、二〇〇九年五月九日)。